

B型肝炎「給付金」資料請求 FAX 048-866-0425

ご記入の上、FAXなどでお送りください。インターネットでも資料請求できます(下記参照)。

患者さんのお名前	生年月日 昭・平 年 月 日
病態 ○をおつけ下さい → (無症候性キャリア、慢性肝炎、肝硬変、肝がん、死亡)	
ご相談者のお名前(資料の宛名)	患者さんとのご関係 ご本人・その他()
ご住所 〒()-() ※郵便番号もお書きください。	
電話番号	携帯電話番号
メールアドレス	
備考	

※資料は法律事務所名で送り、封筒に「B型肝炎」とは書いてありません。
とくに個人名での発送を希望される場合は、その旨お書きください。

肝炎ウイルス検査はお済みですか？

肝臓は「沈黙の臓器」とよばれ、深刻になるまで自覚症状はありません。B型肝炎では肝臓の数値が正常でも突然がんを発症することがあります。

ご自分と家族のためにも一度検査をうけてください。
無料の検査はお住まいの自治体・保健所まで。



出典：東京都福祉保健局、
承認番号：28福保保健第244号

全国B型肝炎訴訟埼玉弁護団

事務局長 高木太郎(埼玉弁護士会)

(事務局)

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階

埼玉総合法律事務所内

☎048-862-0377 FAX 048-866-0425

ホームページ <http://bkan-saitama.jimdo.com>

B型肝炎 埼玉弁護団 で 検索

あなたも過去の**予防接種**が原因では？

B型肝炎

「給付金」
の
ご案内



病気の進行、日常生活の不安や偏見…

B型肝炎ウイルスに感染した人は、大変な苦勞とつらい思いをしています。
過去の集団予防接種における注射器の使いまわしは大きな感染原因の一つ。
このためにB型肝炎に感染した人は全国で40万人以上と推計されています。

2011(平成23)年6月、国もついに責任を認め、

私たちと「基本合意」をむすび、被害者に「給付金」が支払われることになりました。

全国B型肝炎訴訟埼玉弁護団



ひとりで悩まずに、 まずはご相談ください。

☎048-862-0377

インターネットでも資料請求できます。

B型肝炎 埼玉弁護士 団 で

検索 

経験と知識の豊富な弁護士が 親身になってご相談にのります。

昭和16年以降生まれのキャリアは、集団予防接種で感染したと認められれば「給付金」を受けられます(母子感染の方もご相談ください)。和解成立までサポートしますので、安心してご相談ください。



一人でも多くの肝炎患者の救済をめざす私たち弁護士・原告団の活動は、NHK、TBS、新聞各紙などの報道でも、大きく取り上げられています。(写真はNHKのニュース、2013年11月22日放送から引用)

手続きの流れ

必要な資料を弁護士と収集

↓
裁判所に提訴

↓
資料にもとづき和解

↓
「給付金」の支払い

給付金の額

肝がん・肝硬変(重度)・死亡……………3600万円

肝硬変(軽度)……………2500万円

慢性肝炎*1……………1250万円

無症候性キャリア*2 ……50万円+定期検査費用等

*1 提訴までに発症から20年が経過した場合は300万円か150万円。

*2 感染から20年経過していない場合(母子感染などに限る)600万円。

●手続きはお早めに…いちど「被害者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の「差額」を受給できます。

お金の心配なく、専門家に依頼できます。

相談・打ち合わせ、着手金などは無料です。弁護士報酬は和解金が支払われたときに、その中からいただく「成功報酬制」です。

肝炎患者が安心できる医療へ 約2万人の仲間と交流できます。

被害者がつくる原告団は全国で約2万人。最新治療を学ぶ講演会、患者どうしの交流会などを各地で開催しています。「肝炎のことがわかった」「不安は自分だけでないとわかり、率直に話せて良かった」などと好評です。



また、原告団・弁護士は、厚生労働省と定期的に協議し、政府の肝炎対策推進協議会に代表を送るなど、すべてのウイルス性肝炎患者が安心できる医療制度づくりにもとくんでいます。



原告団・弁護士との協議で、肝がん・肝硬変の医療費助成を実現したいと語る厚生労働大臣(当時、2014年)。

B型肝炎訴訟の2つの目的

- 1 集団予防接種でB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者のすみやかな個別救済
- 2 すべてのウイルス性肝炎患者が安心して医療を受けられる体制の整備
私たちはこの二つの目的のため、患者さんや行政・医療関係者と協力して活動しています。